

あいぜん苑介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人愛染会が開設する介護老人保健施設あいぜん苑において実施する介護予防通所リハビリテーション（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう努める。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 当事業所では、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 あいぜん苑介護予防通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成19年4月1日
- (3) 所在地 秋田県秋田市上新城道川字愛染58番地
- (4) 電話番号 018-870-2001 FAX 番号018-870-2333
- (5) 管理者名 医師 齋藤 寛
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（0550180087号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数の最低基準は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(医師) 1人(老健施設長兼務)
- (2) 作業療法士 1人

(3) 介護従事者

3人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師）は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
また、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 介護従事者は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
また、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (3) 作業療法士は、医師や多職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日を営業日とする。ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く。
- (2) 営業日の午前9時30分から午後4時40分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、20人とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、作業療法士、リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- ・ 一体的サービス提供加算
 - ・ 口腔機能向上加算（Ⅰ）
 - ・ 口腔機能向上加算（Ⅱ）
 - ・ 生活行為向上リハビリテーション実施加算
- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
 - 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
また必要に応じて以下の加算要件に準じたサービスを実施する。
 - ・ 栄養アセスメント加算
 - ・ 栄養改善加算
 - ・ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）
 - ・ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）
 - 4 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。
 - 5 その他体制や実績に応じて以下の加算を実施する。
 - ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
 - ・ 科学的介護推進体制加算
 - ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
 - ・ 若年性認知症利用者受入加算

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用者負担説明書により支払いを受ける。
- (2) 食費、おむつ代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

秋田市(雄和、河辺地区を除く)、潟上市天王地区

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- ・ 飲酒・喫煙……………認めない
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 設備・備品の利用は、……………事前に連絡
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………事業所で管理
- ・ 介護予防通所リハビリテーション利用中の医療機関の受診は、
……………原則として認められない
- ・ 宗教活動は、……………認められない
- ・ ペットの持ち込みは、……………認められない
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、本体職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。ただし、訓練の実施に際しては施設本体と一体に行うものとする。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……………年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修（オリエンテーション） 採用後1か月以内

(2) 内部研修 1年間で10テーマ程度

2 全ての職員（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(1) 採用時研修（外部研修） 採用後12か月以内

(2) 継続研修（内部研修） 年1回

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人愛染会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第19条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則

的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

- 3 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第20条 事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針、事故対応マニュアルの整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供時に事故が発生した場合は速やかに市町村、当該入所者のご家族等に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じる。
 - 3 事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じることとする。
 - 4 万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償することとする。
 - 5 細部については事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとする。

(感染症及び食中毒への対策)

第21条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第23条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3 介護サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛染会の役員会において定めるものとする。

5 事業所は、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

付 則

この運営規程は、平成19年 4月 1日より施行する

平成20年 3月 1日一部改正

平成20年 7月 1日一部改正

平成21年 2月 6日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正

平成 21 年 12 月	1 日	一部改正
平成 23 年 10 月	1 日	一部改正
平成 23 年 12 月 26 日		一部改正
平成 24 年 4 月	1 日	一部改正
平成 24 年 10 月	1 日	一部改正
平成 24 年 11 月	1 日	一部改正
平成 26 年 1 月	1 日	一部改正
平成 26 年 4 月	1 日	一部改正
平成 27 年 1 月 19 日		一部改正
平成 27 年 4 月	1 日	一部改正
平成 29 年 4 月	1 日	一部改正
平成 29 年 11 月 8 日		一部改正
平成 30 年 4 月	1 日	一部改正
令和 1 年 10 月	1 日	一部改正
令和 2 年 4 月	1 日	一部改正
令和 3 年 4 月	1 日	一部改正
令和 3 年 10 月	1 日	一部改正
令和 4 年 1 月	1 日	一部改正
令和 6 年 1 月	1 日	一部改正
令和 6 年 3 月 29 日		一部改正
令和 6 年 4 月	1 日	一部改正
令和 6 年 6 月	1 日	一部改正